

環境省高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実行計画（案）【概要】

第一 基本的な考え方

- 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（平成 28 年 7 月閣議決定）」に基づき、各省庁は「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実行計画」を策定。
- 本計画の対象期間は、平成 28 年度〇月（制定時）から平成 35 年度末（中間貯蔵・環境安全事業株式会社の北海道事業における安定器及び汚染物等の計画的処理完了期限。）までとする。

第二 措置の内容

- 環境省で現在届出を行っている PCB 廃棄物及び使用製品について網羅的に調査・把握し、期限内の早期処理を実施。
- 環境省が保管・所有する PCB 廃棄物及び使用製品の掘り起こし調査を平成 28 年度内に改めて実施。
- 国立環境研究所及び環境再生保全機構の PCB 廃棄物及び使用製品の処理状況を把握し、期限内の早期処理を要請。
- 所管業界団体に対して、期限内に処分を終えるように周知。

第三 進捗状況と対応方針

- 環境省が保管・所有する PCB 廃棄物・使用製品（平成 28 年 10 月時点）は以下のとおりであり、早急に処理委託契約を進める。

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管量等>

種別	単位	保管量	JESCO 登録済量	平成 28 年度の処分予定量
大型変圧器等	—	—	—	—
大型コンデンサー等	—	—	—	—
安定器	個	39	5	5
小型変圧器・コンデンサー	台	1	1	未定(年内に委託契約予定)
その他汚染物等	—	—	—	—

<高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品所有量等>

※現時点で把握されているものはなし。

第四 実施状況の点検

- 保有の状況を含め、毎年度率先実行の実施状況を点検し、公表する。

第五 その他の措置

- 低濃度 PCB についても、掘り起こし等を含め同様の取組を実施。